

## 第 694 回

# 東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

平成 30 年 4 月 9 日（月）

## 午後 3 時 30 分開会

○青少年課長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日につきましては、萩原会長が欠席となっておりますので、会長の職務代理として会長代理に議事進行をしていただきます。

保高会長代理、よろしくお願いいたします。

それでは、会議が始まる前に、まず、事務局より傍聴人の人数につきまして提案をさせていただきます。前回の審議会におきまして、定員 10 人としております傍聴人の人数について増やすことができないのかというお話をいただいたところでございます。事務局におきまして、再度、会場設営を見直したところ、ご覧のとおり 16 名までなら増やすことができるのかなということ考えております。なお、両側に傍聴席を確保してはどうかということでも設営の仕方を検討してみたところではありますが、その場合には会場を出るときの通路の確保ができないという状況もございましたので、今回は片側のほうに 16 席を並べさせていただくというところでご提案をさせていただきたいと考えているところでございます。今回につきましては、既にホームページにて、10 名という形で案内しているところでございますが、委員の皆様のご了解がとれましたら、傍聴人の定員を 16 名ということにしたいと考えているところでございます。こちらにつきましては、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

(「賛成」の声あり)

○青少年課長 賛成ですか。ありがとうございます。

では、こちらで傍聴人の定員を 16 名とさせていただきますして、この後、ご案内をさせていただきますと思います。

それでは、本日の傍聴人等をご案内いたします。本日、報道はいません。そして、傍聴人は 8 人となっております。

それでは、次に、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○青少年課長 それでは、会議が始まる前ではございますが、まず、本日につきましては萩原会長が欠席となりますので、会長の職務代理として会長代理に議事進行をしていただきます。

保高会長代理、よろしくお願いいたします。

○会長代理 よろしくお願ひします。

○青少年課長 また、青少年対策担当部長は本日欠席となります。ご了承ください。

次に、委員の交代がございましたので、ご報告をさせていただきます。

第3号、学識経験を有する者の藪田委員の後任として、放送倫理・番組向上機構、竹下委員でございます。よろしくお願ひいたします。

○竹下委員 よろしくお願ひいたします。

○青少年課長 第5号、東京都の職員の花本委員の後任として、福祉保健局児童相談センター次長、西尾委員でございます。

○西尾委員 西尾でございます。よろしくお願ひいたします。

○青少年課長 よろしくお願ひいたします。

同じく、第5号、東京都の職員の南委員の後任として、教育庁地域教育支援部主任指導主事、鈴木委員でございます。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願ひいたします。

○青少年課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、審議会を始めさせていただきます。

会長代理、議事進行をお願ひいたします。

○会長代理 はい。それでは、ただいまから第694回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして、議事を進行していきます。

それでは、議事の2、条例に基づく業務の施行経過などについて、事務局から説明を求めます。お願ひします。

○青少年課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明をいたします。

次第と書かれております資料の1ページをご覧ください。前回の審議会以降の3月12日から4月8日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

不健全図書類の指定については、前回審議会のご意見を踏まえまして、2誌を答申どおり指定図書類とすることを決定いたしました。3月15日にプレス発表、店舗等への通知を行い、3月16日に告示いたしました。また、ネット・携帯等の悪影響から青少年を守るために講演会等を行うファミリールール講座、ネット・携帯の基礎知識やトラブルの最新事例などを講演会形式で実施する出前講演会を、それぞれ学校等で実施いたしました。その他、立

入調査等を実施しております。立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして4月4日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果として取りまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また、資料、2ページから過去1年間の不健全図書類の指定実績を、4ページには過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。不健全図書については、過去1年以内に不健全指定を6回受けた場合に事業者に対し勧告をする制度がございましたが、累回指定による勧告の対象者は今月もございません。

続いて、5ページをご覧ください。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の3月分の状況でございます。平成30年3月までに委嘱しております協力員は903名です。3月の活動者数は215名、調査店舗数は1,273店舗でございます。確認する図書類は不健全図書として指定した図書類、不健全指定図書類、成人向けなどの成人マーク付の図書類の表示図書類、コンビニなどで販売されている青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の類似図書類の3種類でございます。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

まず、不健全図書として指定した図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。表示図書類を販売している店舗のうち、1店舗において包装が適切になされておりました。また、5店舗において区分陳列が適切になされておりました。類似図書類については、7店舗で区分陳列が適切にされておりました。青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は22店舗ありました。

次に、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査状況をご確認ください。

協力員により不健全図書に関する通報があった書店が2店舗ございました。1店舗につきましては、立入調査を実施しております。こちらにつきましては、通報どおり該当図書が区分陳列等されていなかったという状況にあったため、条例を遵守するように指導しております。なお、もう1店舗につきましては、4月に入り立入調査を実施しております。こちらにつきましても、通報どおり該当図書が区分陳列等がされていなかったという状況にあったた

め、条例を遵守するように指導している次第でございます。それ以外の表示図書類等の不適切な状況についても、今後、職員による立入調査を行い、指導を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次の6ページについてでございます。こちらは、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が4店舗、表示図書類の取り扱い不適切が1店舗、類似図書類の取り扱い配慮なしが1店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示図書類の取り扱い不適切が2店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示が2店舗において不適切でした。また、ネットカフェでのフィルタリングの導入がない店舗が2店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査においては、問題がある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導いたしました。

続いて、7ページをご覧ください。こちらは雑誌、ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。

図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め届出をすることになります。①は、3月末現在の区市町村別届出箇所・台数一覧でございます。設置箇所数は19カ所、設置台数は53台で、先月からの変動はございません。

自動販売機立入調査については、6台調査を行ったところ、問題があるものはございませんでした。

条例に基づく事務の施行経過については以上でございます。

なお、東京都青少年の健全な育成に関する条例のあらましを3月付で改訂いたしましたので、机上に配付させていただいております。改訂点の詳細は、あらましの2ページに示させていただいておりますが、不健全図書類に関する改訂というのは今回ございません。

以上でございます。

○会長代理 ありがとうございます。

ただいまのご説明について、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○会長代理 ご質問がございませんので、これより調査・審議事項に移ります。

本日は、不健全図書類の指定について審議いたします。調査・審議事項は非公開となりますので、委員及び事務局職員以外の方はこの段階でご退室をお願いすることになります。よろしくお願ひします。

(傍聴人退室)

○会長代理 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。

皆様、お手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

今回は、計2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。調査・審議事項と記載されております資料の1ページをご覧ください。諮問第1101号でございます。

さらに、2ページでございます、諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧をご覧ください。こちらに記載されました図書類は、平成30年3月1日から3月30日までの間に、都内のコンビニ・書店等で青少年が容易に手にとり閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計129誌のうちから、8ページ、9ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

今回諮問する図書類は2誌でございます。1誌目は、図書名が『BABY COMICS ミニサイズでもギャルお兄さんは落とせる』、平成30年4月10日に株式会社ふゅーじょんぷろだくとより発行されております。過去1年間の指定実績はございません。2誌目は、図書名が『ムーブコミックス ピーチシリーズ ナンパな俺が女体化服従』、平成30年4月27日に株式会社ジーウォークより発行されております。過去1年間の指定実績はございません。

2誌とも、該当箇所につきましては、「全編大部分」でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ、ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、4月4日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページ、4ページに取りまとめてございますので、ご覧ください。

まず、資料、3ページ目の図書名1、『BABY COMICS ミニサイズでもギャルお兄さんは落とせる』につきましては、「指定やむなし」の意見が7名で、その主な内容は、「男性器、肛門の修整が甘く、ともにほぼ無修整に近い。露骨な描写で卑わい感を与える。擬音、体液の描写も多く、器具を使用している。指定やむなし」などがございます。「指定非該当」は2名となっております、その主な内容は、「コミカルなストーリーであるが、白抜きにして表現されている性器がより卑わい感を与えている。しかし、暴力的なシーンは感じられず、青少年の成長を刺激するとは感じられない。指定非該当」などがございます。なお、保留の方が5名おられました。

資料、4ページ目の図書名2、『ムーブコミックス ピーチシリーズ ナンパな俺が女体化服従』につきましては、「指定やむなし」の意見が10名で、その主な内容は、「性器の修整は大き目に施されているが、擬音、体液の描写が多い。人格を否定するような強姦や輪姦が多く描かれている。また、器具の使用や舞台が学校となっていることから青少年への影響を考慮して指定やむなし」などがございます。「指定非該当」は1名でございます、その内容は「高校生らしき人との性交シーンが多いことが気になるが、ストーリー性もなく、意味がよくわからない。また、絵もうまくなく、青少年に悪影響を与えるとは考えにくい。指定非該当」というものでございます。なお、保留の方が3名いました。

不健全図書類指定諮問については、以上でございます。

○会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明にご質問はありますか。よろしければ、調査に入ってください。

(図書審査)

○会長代理 そろそろよろしいですか。はい。

それでは、図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見を伺います。

それでは、まず、G委員からお願いいたします。

○G委員 1冊目のほうは、やはり、指定やむなしかなというふうに思います。いろいろな描写等を考えると、そうかなと思います。2冊目は、やっぱり集団での暴行シーンとか、あるいは教師との性交シーンとかがあって、また、男女が入れかわるといって、非常によくいろいろな物語の中にあるものですがけれども、ちょっと余りにもハードな内容かなと思って、両方とも指定該当やむなしでお願いいたします。

○会長代理 ありがとうございます。

それでは、I 委員、お願いいたします。

○I 委員 私からも 2 冊とも指定でお願いしたいと思っているんですけども、1 冊目のほうは、私自身、青少年ではないんですけども、非常に修整が甘いというふうに、こちらの皆さんからの意見で書いてあるんですけども、甘いどころか、ちょっと衝撃を受けるぐらいの描写がそのまま残っているというところがありまして、これはとても青少年には見せることは難しいかなと思っております。2 冊目のほうも、今、G 委員からもお話がありましたように、そのシチュエーションがすごく、非現実的なシチュエーションの中での、そういった行為がというところではあるんですけども、非現実的かどうかは別として、その行為自体が非常に暴力的で、非常にいじめに近い形が多いということで、こちらも指定該当でお願いいたします。

○会長代理 はい。

副島委員、お願いいたします。

○副島委員 私も 2 冊とも指定でお願いしたいと思います。1 冊目のほうは、修整がほとんどされていないというふうに感じました。やはり青少年には読ませたくないというのが感想でございます。内容もコミカルというふうに書いてありますが、コミカルというのを判断する以前に、もう画面がそういった描写ばかりなので、というふうに思いました。2 冊目のほうは、やはり先ほど委員の方もおっしゃっていましたが、集団での暴力だとか、それが連続してあるので、非常に嫌な内容だなというふうに思いましたので、やっぱりこれはちょっとふさわしくないというふうに思います。指定でお願いいたします。

以上です。

○会長代理 はい。

森山委員、お願いいたします。

○森山委員 2 冊とも指定でお願いしたいと思います。1 冊目は、やはり修整が甘いというところが多いというふうに思います。2 冊目のほうは、これも同じような意見なんですけれども、やっぱり強姦の部分が非常に繰り返しというか、結構出てくるので、やはりちょっとこれは子どもに、小さい子どもには見せたくないというふうに考えます。

○会長代理 はい。

C 委員、いかがでしょう。

○C 委員 最初の BL もので、『ミニサイズでもギャルお兄さんは落とせる』ですが、施行規則 15 条一項のイ・ロの、著しく性的感情を刺激するかどうかとなると、性器は描いてはい

るんですけども、むしろ二項の、甚だ暴力を加えて無理強いしているようなところがございまして、そっちのほうに今回のストーリーは展開されているような気がいたします。性的なものや暴力というものが人格否定につながっていつているところが、ストーリーも含めて問題でしょう。また、やっぱり男性器をそのまま描いてありますよね。もう全く修整どころじゃなく、そのままの性器が描いてある。これは区分陳列すべきだと思います。

2番目の『ナンパな俺が女体化服従』のストーリーは、何か感染症みたいなもので性が転換するようなストーリーの展開なんですけども、やっぱり集団暴行、レイプ、それとか輪姦、強姦というのが非常に派手に書かれておりまして、青少年がぱっと手にとるところに置くには問題があると思いますので、これも区分陳列が妥当だと思います。

以上です。

○会長代理 はい。

H委員、お願いいたします。

○H委員 私も2誌とも指定でお願いします。この聞き取り内容の中にもあるように、第1誌目は、もう本当に露骨な描写と卑わい感という部分、2誌目は、もう1ページあけた途端、もうそういう性交シーンということで、両方とも区分陳列でお願いいたします。

○会長代理 はい。

J委員、いかがでしょう。

○J委員 はい。2誌とも区分陳列すべき図書だと思います。聞き取り調査の中で、3ページの下から二つ目のところですが、帯、この本の帯に合法ショタとあります。この合法ショタについて、事務局ないし知見の深いC委員からご説明をいただければと存じます。

○青少年課長 この「合法ショタ」という用語は、一般に「ショタ」というのは小さい男の子に対して愛情を持つところなんですけど、小さい子に対して、いわゆる性的な欲望をぶつけるというのは違法だというふうに考えられている。では「合法」というのは何かというと、この小さい子どものようにみえて一応大人であるということで「合法ショタ」だという言い方をしていると思われまます。

○健全育成担当課長 「ショタ」というのは、「鉄人 28号」の正太郎君みたいな小さい子どものキャラクターを好む人を正太郎コンプレックスというところから、「ショタ」という言葉が来ているということは聞いております。

○会長代理 C委員、いかがですか。

○C委員 私もよく理解できない言葉がたくさん出てくるんですけども、BLの世界の中での共通する言葉、共通概念の用語というのがございますので、そういう中で捉えられる一つ概念用語だと思います。

○会長代理 はい。

では、B委員、お願いします。

○B委員 2誌とも該当でお願いします。確かにストーリー性については、理解が難しいところなどもあったりするんですが、1作目は描写の問題、2作目は暴力性だとか、余りにも性行為のみを扱っている描写であるというところで、該当だというふうに考えております。

以上です。

○会長代理 はい。

では、古郷委員、お願いします。

○古郷委員 2誌とも指定でお願いします。皆さんのおっしゃっている1誌目は修整が甘い、もしくはされていない部分があるということで卑わい性が強い。2誌目につきましては性描写が大変多くて、集団レイプのような人格否定があるということで、指定でお願いしたいと思います。

○会長代理 はい。

西尾委員、いかがでしょう。

○西尾委員 2冊とも指定該当でお願いいたします。皆さんがおっしゃっているとおり、1冊目につきましては修整がほとんどなされていないというところ、2冊目につきましては集団暴行ですとか、全編において激しい性描写等が見られるので、これは指定該当だと思います。

○会長代理 はい。

A委員、お願いいたします。

○A委員 私は2誌とも指定該当でよろしいかと思っております。1誌目は修整がないというところ、性的描写の頻度が非常に多い。2誌目につきましても、修整こそありますけども、擬音、体液の描写が非常に激しくて、皆さんおっしゃっているように人格否定的な内容であるということでございますので、指定該当ということではよろしいと思っております。

○会長代理 はい。

E委員、お願いします。

○E委員 結果は2誌とも指定該当でお願いしたいです。皆さんと同じ意見になっちゃうんで

すが、1誌目のほうは修整がほぼないということですね。2誌目のほうもやっぱり、そうですね、全編性描写が多いというところと、やっぱり集団暴行、人格否定というところがひっかかるのではないかなと思っております。よろしく申し上げます。

○会長代理 はい。

D委員、いかがですか。

○D委員 はい。私も両方とも指定該当だと思います。皆さんから出たとおりで、やはり1誌目に関しては修整が甘いというか、ほとんど修整がされていないような感じのシーンがあります。2誌目に関しては、やはり反社会的というんでしょうかね、青少年の読む本にしては、やっぱり不適切な表現が多いというふうに思いました。

以上です。

○会長代理 はい。

中崎委員、お願いします。

○中崎委員 はい。私も2誌とも指定でお願いします。皆さんのご意見にありましたとおり、青少年の健全な育成に阻害するものに当たると思いますので、ぜひお願いします。

○会長代理 はい。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 はい。私も2点とも指定が適切と考えます。1点目は修整が甘いことから露骨な描写になっていて、非常に卑わい感を与えます。擬音、体液の描写も多いので指定が適切と思います。2点目、こちらも性交描写、全体的にハードな印象を持ちます。擬音、また体液描写も多く、非常に卑わい感が強いといったところで、2点とも指定が適切と考えました。

以上です。

○会長代理 F委員、いかがですか。

○F委員 はい。2誌、指定該当だと思います。

以上です。

○会長代理 はい。

私も、2誌とも指定やむなしと思います。

それでは、本日諮問されました図書類につきましては、全員、2誌とも指定やむなしというご意見でした。このように答申してよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○会長代理 それでは、両誌とも指定ということで答申させていただきます。

次に、都民の申し出について、事務局から説明をお願いします。

○青少年課長 それでは、調査・審議事項の資料、11 ページをご覧ください。こちら、3月処理分の都民の申し出につきましては、電話によるものが1件ございました。こちら、申し出の内容につきましては、発売されている漫画の内容の性描写等が過激で、青少年が購入・閲覧するにはふさわしくないのではないかとというものでございました。事務局におきまして内容を確認しましたところ、性描写や暴力シーン等はあったものの、条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断いたしました。

以上でございます。

○会長代理 はい。

他に連絡事項がありましたらお願いします。

○青少年課長 それでは、次の連絡事項をお話しさせていただきます。

次回審議会に諮問予定の映画につきましては3本ございます。お手元に、こちらの依頼分と、参考に試写会の案内の写しというものを配付させていただいております。

1 作品目についてでございますけれども、「子どもが教えてくれたこと」でございます。

1 回目の試写会が4月19日、午後1時から、2 回目の試写会が5月8日、午後3時30分からでございます。試写会場は、東銀座にあります松竹試写室でございます。続きまして、2 作品目は「海を駆ける」でございます。1 回目の試写会が4月19日、午後1時から、2 回目の試写会が4月25日、午前10時からでございます。試写会場は、京橋にあります京橋テアトル試写室でございます。最後に、「羊と鋼の森」でございます。こちらは4月10日、午前10時、4月19日、午後0時45分、4月26日、午後3時30分、5月7日、午後0時45分、5月11日、午前10時でございます。試写会場は、日比谷にあります東宝試写室でございます。なお、あすの試写会参加をご希望される場合は、この後、事務局にお申し出いただければ幸いです。

お忙しい時期に大変恐縮でございますが、審査のほうをどうぞよろしく願いいたします。

○会長代理 今の事務局からのご説明に質問はありますか。

ほかに連絡事項ありますか。はい。

それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。

傍聴人の方が再入室するため、図書名がわかる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人入室)

○会長代理 それでは、議事を再開いたします。

事務局から、ご説明をお願いします。

○青少年課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。不健全図書の告示予定日は平成30年4月13日金曜日、プレス発表は告示日前日の平成30年4月12日木曜日となります。告示日、もしくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は5月14日月曜日の15時30分からとなります。よろしくお願いたします。

○会長代理 ほかに何かご発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○会長代理 それでは、本日はこれで終了いたします。ありがとうございました。

午後4時43分閉会